

令和2年 第4回町議会臨時会

議会ニュース

令和2年第4回町議会臨時会が5月22日に招集され、議案3件が審議され、同日閉会しました。

今回の臨時議会では、国・道の新型コロナウイルス感染症対策の動向と町の対応の状況等について、町長から報告がありました。

そのあらましについてお知らせします。

町政報告

新型コロナウイルス感染症 拡大防止関連対策について

①国及び北海道の対応の動向

5月4日、政府対策本部は、緊急事態宣言の5月31日までの延長を決定するとともに、「長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要がある。」とする専門家会議の提言を公表しました。一方、同月14日には、北海道を含

む8特定警戒都道府県を除く39県の緊急事態宣言の解除を決定しました。

緊急事態宣言の解除の要件

は、「感染の状況、医療提供体制及びPCR検査能力などの監視体制の3要素を総合的に判断した。」としています。

また、解除された39県に対しては、感染の状況等の継続的な監視と感染拡大防止の常時の取組の徹底を求めています。

北海道は、引き続き重点対策が必要な特定警戒都道府県として指定されていますが、鈴木道知事は、5月13日記者会見を開

催して、石狩振興局管内を除く道内地域では新規感染確認者等が減少していることを示し、同管内を除く道内地域での休業要請の一部解除と、5月末まで休

業する事業者への休業支援金の追加支給の実施。さらには、「第三波、第四波、第五波は来る。長期的な戦いに向かって、道民と道内事業者が連携しコロナと

暮らしていく『新北海道スタイル』を構築する」取組の重要性を全道民に訴えるとともに、併

せて、外出自粛や休業要請の緩

和と解除及び再要請する場合の道独自の判断基準を公表しました。

②町の対応の動向

町においては、感染防止の観点から各施設の消毒、多人数が集まる会議等の書面開催と延期、総合文化センター利用団体への自粛要請及びI・P告知端末機による町民への感染防止のための啓発を継続しています。

町内の小中学校は、道教育委員会への要請に基づき、臨時休業の期間を5月31日まで延長しています。

4月30日成立した国の補正予算、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一環として、都道府県及び市町村に交付される「新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金」の当町への第一次交付限度額（全国総額約7,000億円）は、3,641万2千円（地方単独事業

分…「別表」参照）を上限として交付される旨、5月1日付けで内閣府から通知がありました。

同交付金の額は、平成21年

度の経済危機対策臨時交付金1億6,973万3千円に対し約21.4%（78.6%減）という少ない結果でありました。

同交付金制度による交付対象事業については、緊急経済対策に掲げられた4つの柱

①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

②雇用の維持と事業の継続

③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

④強靱な経済活動の構築

のいずれかに該当する国庫補助事業等のほか、新型コロナウイルスの感染拡大防止、発熱外来の設置やマスク配布など医療供給体制の整備及び感染拡大に伴う地域経済や住民生活を支援する地方単独事業が対象となっています。

当町におきましては、こうした国の同交付金制度の使途や具体的な制度運用方針等を踏まえて、

①国の緊急経済対策の方針との整合性に配慮した計画事業であること。

②新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大の防止策に対応した計

画事業であること。

③新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の計画事業であること。

④町内産業経済団体等が特に緊急性や重要性があるとしている計画事業であること。

などを基本方針として、当町の

現在の実情を総合的に勘案し、かつ、限られた同交付金の有効活用や視点と産業経済団体の意見等も参考に、庁内検討を重ね、町の単独事業を実施するべく事業計画の策定を行いました。また、提出期限とされている5月18日、国へ実施計画書を提出し協議に付しているところです。

今後、国からの実施計画内容の確認結果通知を受けしだい、早期に補正予算案を提出したいと考えています。

「実施計画案の内容は、同日開催の議員全員協議会で説明があり、協議されました。」

一人10万円の特別定額給付金は、5月7日、申請書の郵送を開始し、同月12日から14日まで

の3日間、各地区において臨時

議会ニュース

窓口を開設し受付を行いました。

同月18日現在の申請受付件数は、931世帯となっており、申請書記載事項の確認を経て申請者への口座払込手続きを進めており、最初の払入金日は、同月26日の予定です。

子育て世帯への一人1万円の臨時特別給付金は、児童手当支給システム改修に相当の期間を要するとの回答がシステム委託事業者からあったことから、同システムを使用しない方法により、6月の支給に向けた事務作業を取り進めています。

係る給付金及び事務経費の所要補正予算を、今臨時会に提出しました。

③経済の動向

新型コロナウイルス感染症の拡大が地域経済へ深刻な影響を及ぼしている中、北海道の「緊急事態措置」の休業要請を受け協力した事業者に支給される「休業協力・感染リスク低減支援金」は、4月30日から申請受付が開始され、また、特に大きな影響を受けている事業者へ

の助成制度である経済産業省の「持続化給付金」は、5月1日から申請受付が開始されています。

また、売上減少を理由とする町を経由した国の信用保証付融資制度の申請申込みは6件に増えています。

一方、これら国及び道の給付（補助）及び特別融資等の公的支援制度を最大限有効活用することにより、事業経営の継続を期待しながらも、その申請手続等が複雑、かつ、貸付実行や支給までに相当の時間を要している、緊急経済対策としての公的支援制度の運用の簡素化と迅速化が問われている実状が報道されています。

町としては、6月からの積丹観光の最盛期を迎える中で、特に商工観光事業者への影響が心配されるところでありますので、これら国及び道の支援制度の積極的な有効活用を奨励するため、IP告知端末機等での周知に努める一方、その手続に際しては、事業者自身の手続きの困難性を考慮し、町内産業経済団体に対し、会員・組合員

の申請事務手続等に対する積極的な相談や助言などの協力支援を強く要請しているところであります。

岬の湯しゃこたん日帰り入浴施設及び水中展望船は、休業期間を5月31日まで延長したほか、しゃこたん土産と喰処カムイ番屋は5月7日から平日の営業を休止し、土・日曜日は営業時間を短縮して運営しています。

積丹町美国地区緑地等利用施設（味処しゃこたん）の指定管理者である株式会社しゃこたん興業から、営業開始日を5月9日から6月5日に再延期すると

の報告を受けています。

また、この間の「岬の湯しゃこたん」の休業に伴い、運営収支への厳しい影響は避けられない状況下におかれています。公設公営の性質上、従事町職員の休業扱等の地方公務員法上の制約も踏まえて、同施設職員の就労機会の維持確保に配慮してまいりたいと考えています。

政府は、新たな経済対策を盛り込む2020年第2次補正予算を、月内をめどに編成、開会

中の通常国会に提出し、6月17日までの会期内に成立を目指す」と報道されています。

引き続き、当町の基幹産業を担う産業経済団体との情報共有と連携を密にして、国・道の個人事業主や中小企業等に対する多様な公的支援制度の有効な活用を奨励するとともに、第2次補正予算での増額が報道されている地方創生臨時交付金の予算化の今後の動向に注視し、適切な対応に努めていきます。

④「新しい生活様式」の実践に向けて

国内外における新型コロナウイルス感染症に関する動向は、この1カ月間で大きな変化を見せていますが、韓国、ドイツ等の海外では、外出禁止制限を解除・緩和した後に、ウイルス感染者が確認される傾向にあり、特に韓国では、160人以上の集団感染が発生したことが報告されています。こうした状況を鑑みると、私たちには、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策の長丁場を想定した「新しい生活様式」の実践が求



後志管内市町村の地方創生臨時交付金交付限度額
(令和2年5月1日・第1次分)

(別表)		(千円)	
市町村名	交付限度額	市町村名	交付限度額
小樽市	540,788	倶知安町	81,413
島牧村	29,216	共和町	67,907
寿都町	47,974	岩内町	97,406
黒松内町	46,952	泊村	6,000
蘭越町	62,147	神恵内村	22,825
ニセコ町	56,474	積丹町	36,412
真狩村	34,640	古平町	49,334
留寿都村	30,055	仁木町	50,749
喜茂別町	36,326	余市町	122,904
京極町	24,474	赤井川村	21,947

められるところです。
「感染防止」と「社会経済活動」の両立という難題は、我が国のみならず各国に共通するものであり、第二波、第三波の感染まん延が来襲したときに、あらゆる知見を結集し対応できる備えが必要であり、国民の安心・安全の確保ができる早期の対策の具現化が期待されるところです。

コロナウイルスに対する有効なワクチンと治療薬の国際的な開発の一刻も早い実現が何よりも待たれている現在、町民の皆さんには、一人一人の基本的な感染防止対策の徹底の継続した実践を重ねてお願い申し上げます。

審議された案件

議案第1号

b & g しゃこたん児童家庭教育支援センター条例の制定について

新築した「B & G 第三の居場所」を、児童の安心安全な居場所の提供や家庭教育支援及び自立する力の育成に資する同センターとして供用開始するにあたり、地方自治法第244条の2第1項の規定により公の施設として本条例を制定するもの。

(原案可決)

条例公布後、教育委員会が同センターの管理運営に関する規則を制定します。

議案第2号

積丹町税条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布施行

され、積丹町税条例の関係条文の整備を必要とするため、改正するもの。

主な改正点は、地方税の徴収猶予制度の特例、中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置等。

(原案可決)

議案第3号

令和2年度積丹町一般会計補正予算(第3号)

国の新型コロナウイルス緊急経済対策の「子育て世帯への臨時特別給付金」294万1千円のほか、「個人合併処理浄化槽設置費助成」に係る申請件数の増加に伴い、同補助金591万円を追加予算措置をするもの。
885万1千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ29億932万8千円にするもの。

(原案可決)